

小田原市電気料高騰緊急支援事業補助金要項

事務担当：小田原市 経済部 産業政策課 産業政策係
電話番号：0465-33-1758（平日 8：30～17：15）

1 目的

市内の小規模企業者については、地域の需要に応え、雇用を担うなど極めて重要な存在ですが、長期化するコロナ禍での影響や、昨今の原油高・物価高騰、不安定な国際情勢に加え、事業規模の小ささなどから、より一層厳しい経営環境に置かれています。

このような状況を鑑み、市内小規模企業者の事業継続を支援するため、事業に用いる電気使用料の一部を予算の範囲内において補助し、地域経済の維持と持続的発展につなげます。

2 補助対象者

次の全てを満たしている必要があります。

- (1) 小規模企業者（要項3ページ ※1参照）であること。
- (2) 小田原市内に事業所（本社、支社、工場、研究（部門）所、店舗等）があること
- (3) 交付申請日において創業から12か月を経過していること
- (4) 市税及び小田原市に対する債務の支払い等の滞納がないこと
- (5) 同一の事業所で2回以上の申請をしていないこと。
- (6) 電気料金に関して、国・県・市町村より他の補助金等の受給がないこと
- (7) 電気料金の契約者が申請者（使用者）と同一であること（自宅兼店舗等で、事業用の電気料金のみが把握できない場合などは、対象外）
- (8) みなし大企業でないこと（要項3ページ ※2参照）
- (9) 政治・経済・文化団体、宗教法人・団体でないこと
- (10) 小田原市暴力団排除条例に基づく暴力団でないこと。代表者又は役員のうち暴力団員に該当するものがある法人でないこと。法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当しないこと。
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項の適用を受けた飲食店（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けおそれのないものを除く）及び第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業を行う者でないこと
- (12) 事業を営むにあたって、関連する法令及び条例等を遵守していること
- (13) 公序良俗に反する等のその他市長が適当でないと認めるものでないこと

【日本標準産業分類による小規模企業者の範囲】

①常時使用する従業員（要項3ページ ※3参照）の数が5人以下とする事業者の範囲

【卸売業】

- 大分類I（卸売業、小売業）のうち
 - 中分類50（各種商品卸売業）
 - 中分類51（繊維・衣服等卸売業）
 - 中分類52（飲食料品卸売業）
 - 中分類53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業）
 - 中分類54（機械器具卸売業）
 - 中分類55（その他の卸売業）

【小売業】

- 大分類I（卸売業、小売業）のうち
 - 中分類56（各種商品小売業）
 - 中分類57（繊維・衣服・身の回り品小売業）
 - 中分類58（飲食料品小売業）
 - 中分類59（機械器具小売業）
 - 中分類60（その他の小売業）
 - 中分類61（無店舗小売業）
 - 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち
 - 中分類76（飲食店）
 - 中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）
- ※調理技能を用いて流通性のある弁当・総菜・お土産を製造している場合は、製造業

【サービス業】

- 大分類G（情報通信業）のうち
 - 中分類38（放送業）
 - 中分類39（情報サービス業）
 - 中分類41（映像・音声・文字情報制作業）のうち
 - 小分類411（映像情報政策・配給業）
 - 小分類412（音声情報制作業）
 - 小分類415（広告制作業）
 - 小分類416（映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業）
- 大分類K（不動産、物品賃貸業）のうち
 - 中分類69（不動産賃貸業・管理業）のうち
 - 小分類693（駐車場業）
 - 中分類70（物品賃貸業）
- 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業）
- 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）
 - ※ただし、小分類791（旅行業）は除く
- 大分類O（教育、学習支援業）
- 大分類P（医療、福祉）
- 大分類Q（複合サービス事業）
- 大分類R（サービス業<他に分類されないもの>）

②常時使用する従業員（要項3ページ ※3参照）の数が20人以下とする事業者の範囲

上記、卸売業、小売業、サービス業以外の全て

※1 小規模企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に定める小規模企業者として、常時使用する従業員（役員を除く）の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の個人事業主を含む事業者をいう。

※2 みなし大企業

次のいずれかに該当する小規模事業者をいう。

- ①一つの大企業（中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者以外の者）が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有し又は出資している小規模事業者
- ②複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している小規模事業者
- ③役員の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している小規模事業者

※3 常時使用する従業員

業務に従事する者をいう。ただし、以下のいずれかに該当する場合を除く。

- ・会社役員
- ・個人事業主及びその家族従業員（同一生計者で3親等内の親族をいう）
- ・日々雇い入れられている者
- ・2か月以内の期間を定めて使用されている者
- ・試用期間中の者
- ・季節的に業務に4か月以内の期間を定めて使用されている者

3 補助金額

令和4年4月から9月までに支出済みの電気料金（税込）と、前年同時期の電気料金の差額に、補助率（2分の1）を乗じた金額

※千円未満の端数は切捨て

※上限 20 万円

4 補助金の申請

（1）受付期間

令和4年10月3日（月）～令和5年2月28日（火）【消印有効】

※ただし、予算に達した時点で終了となります。

（2）提出書類（①②③④⑧は、市ホームページからダウンロードしてください）

- ①補助金交付申請書
- ②小規模企業者の要件に関する証明書
- ③電気料等調書
- ④電気料高騰緊急支援補助金誓約書
- ⑤（法人の場合）履歴事項全部証明書

（個人事業主の場合）所得税確定申告書（第一表）の写し

注意：市内事業所の登記がない場合は、市内に事業所を有していることが分かる書類を別途提出してください。（例：許認可省、賃貸契約書、公共料金支払い書等。ホームページの写しは不可）

⑥ 令和4年4月～9月及び令和3年4月～9月の電気料金領収書

注意：領収書がない場合は、通帳の写し、振込控でも可能です。
ただし、所定の全ての月分を提出してください。

注意：契約書及び支払いを行った者と申請者が同一であることを確認してください。

⑦申請日から3か月以内に発行された市税「納税証明書（完納証明用）」

「納税証明書（完納証明用）」は、市役所資産税課（2階11番窓口）のほか、マロニエ住民窓口、いずみ住民窓口、こゆるぎ住民窓口、アークロード市民窓口で取得できます。

注意：市税の課税がない場合も、「納税証明書（完納証明用）」を取得してください。

⑧口座振替依頼書

(3) 申請方法

ア 電子申請システム

提出書類が整ったら、電子申請システムから申請してください。

イ 郵送による受付

電子申請システムを利用できない場合や、インターネットを利用できる環境がない場合は、郵送でも受け付けています。

【郵送先】〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地
小田原市産業政策課産業政策係

※申請書類のダウンロード及び電子申請システムについては、市ホームページをご覧ください。申請書類は、産業政策課窓口でも配布しています。

【市ホームページ URL】

<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/municipality/industry/taisaku/P34693.html>

5 交付決定

- (1) 市長は、事業者からの申請を受理したときは、審査及び必要な調査等を行い、補助金の交付について決定します。
- (2) 市長は、補助金を交付する決定をしたときは、当該申請者に対し、その旨を補助金交付決定通知書（様式第10号の3）により通知します。補助金を交付しないことを決定した場合も、同様に通知します。

6 補助金の入金

交付決定後、指定の口座へ補助金を振り込みます。

7 補助金交付決定の取消し

市長は、補助該当者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消します。

- (1) 「2 補助対象者」の要件を満たさないと分かった場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、小田原市経済部産業政策課所管に係る補助金交付要綱に違反した場合

8 補助金の返還

補助金の交付する決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助該当者に対し、期限を定めて当該補助金の全部若しくは一部を返還していただく場合があります。

9 注意事項

- (1) 政治活動及び宗教活動を主たる事業者、性風俗関連特殊営業事業者、必要な許認可を取得していない事業者等は補助対象外となります。
- (2) 補助対象となる電気料金の全部もしくは一部に関して、国・県・市町村より他の補助金等の受給がある場合は対象外となります。
- (3) テナント運営等の場合、電気料の実費を別途徴収している場合は補助対象外となります。(賃料を定額で徴収している場合は補助対象)
- (4) 本事業に関する書類は、令和5年4月1日から5年間保存してください。
- (5) 補助金の交付を受けた事業者は、企業名、代表者名、補助金額等を公表する場合があります。
- (6) 申請内容の確認のため、予告なく現地確認を行うことがあります。調査の結果、申請内容に不正が認められる場合は、補助金の返還のほか、必要な措置を講じます。
- (7) 補助金の効果等を把握するため、アンケート調査を行う場合があります。また、ご提供いただいた情報は、統計処理を行い、個人及び個社を特定できない形で公表する場合があります。
- (8) 本事業は、小田原市経済部産業政策課所管に係る補助金交付要綱の定めるところに従って実施されます。
- (9) 居住部分と事務所・店舗などの事業部分とが合わさった併用住宅の場合は、事業部分のみを補助対象とします。居住部分と事業部分とが案分できるような資料もご提出ください。

10 問い合わせ先

小田原市 産業政策課 産業政策係

電話 0465-33-1758 (平日8時30分から17時15分まで)

メール sansei@city.odawara.kanagawa.jp